

真庭市地域クラブ活動に関する方針

令和7（2025）年3月

真 庭 市

真庭市教育委員会

1. 地域クラブの基本的な考え方

- (1) 地域クラブ活動の位置づけ
- (2) 地域クラブの目指す姿について
- (3) 地域クラブの適用範囲について
- (4) 地域クラブの意義について

2. 地域クラブの適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 地域クラブの運営・活動計画
- (2) 指導者等
 - ①指導者の資質の向上
 - ②適切な指導の実施
 - ③適正なスタッフ等の配置
 - ④指導者等の人材確保
 - ⑤教師等、学校関係者の兼職兼業

- (3) 活動内容
- (4) 休養日及び活動時間等
- (5) 活動場所
- (6) 会費の設定
- (7) 保険加入

3. 学校との連携等

4. 事故の防止及び健康管理

5. 個人情報の取扱い

6. 大会等への参加

- (1) 中学校体育連盟主催大会への参加や吹奏楽連盟主催コンクールへの参加
- (2) 上記以外への大会等への参加

7. 真庭市・真庭市教育委員会のかかわり

8. その他

1. 地域クラブの基本的な考え方

(1) 地域クラブ活動の位置づけ

学校部活動の地域展開は、国のガイドラインにも明記されている「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域全体で関係者が連携して支え、中学生の望ましい成長を保障できるよう、スポーツ・文化芸術活動の持続可能で多様な環境の一体的な整備が必要である。

また、地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長を保障するものであるため、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・連携した形での地域におけるスポーツ・文化芸術等の活動ができる環境の整備を進めていく。

(2) 地域クラブの目指す姿について

「スポーツ・文化芸術活動を通して真庭の子どもたちを育てる」という意識の下、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校や教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた活動として「地域クラブ」を整備していく。

- ・子どもたちが主体的にスポーツ・文化芸術活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。
- ・学校生活だけでなく、生涯スポーツ・生涯学習の一環として、子どもたちの将来につながる持続可能な体験ができる。

(3) 地域クラブの適用範囲について

本方針では、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））を実施する団体（総合型地域スポーツクラブや

スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、保護者会、同窓会など）が、次の要件を満たして認定を受けたものを「地域クラブ」とする。

【認定要件】

- ①原則として、真庭市内の中学校に在籍する中学生を中心に編成されている活動プログラムを行う団体、または多世代での交流を目的に設置されている団体であること。
- ②真庭市地域クラブ活動に関する方針に沿った活動であること。
- ③団体の規約（目的、入退会、会員及び会費）、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ④責任者は18才以上とすること（ただし、高校生は除く）。
- ⑤参加する会員が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ⑥中学生の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。ただし、市外の学校との連携については、各団体の判断によるものとする。
- ⑦指導者及びクラブ関係者は、県や市が主催する指導者研修等を積極的に受講すること。
- ⑧学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ⑨参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努める団体であること。
- ⑩体罰や暴言は、参加者の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- ⑪指導者や参加者に対して、怪我や事故が生じた場合に、適切な補償が受けられるよう傷害保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- ⑫本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

従来の中学校部活動への所属の有無にかかわらず、できるだけ希望する全ての中学生が活動できる環境を整備するとともに、活動内容によっては中学生だけでなく、小学生、高校生、社会人、高齢者など幅広い年齢層も参加対象となり得るため、地域にとっても生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保できる持続可能な環境を目指すことを目的とする。

2 地域クラブの適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 地域クラブの運営・活動計画

- ① 地域クラブは、学校施設を使用する場合は、使用する中学校の学校行事を考慮して活動を計画しなければならない。また、年間の活動（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を計画し、可能な範囲で公表すること。
- ② 地域クラブは、年間および毎月の活動計画を実施月の1ヶ月以上前に参加者へ伝えること。
- ③ 地域クラブは、急遽やむを得ない場合を除き、認定期間内に活動を終了しないこと。
- ④ スポーツ活動を行う地域クラブは、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営に努めること。

(2) 指導者等

① 指導者の資質の向上

ア 地域クラブは、それぞれのスポーツ・文化芸術活動の特性を踏まえた科学的・合理的な内容、実効性のある指導方法を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるようにする。

イ 地域クラブは、指導者や活動をサポートする者（以下「サポーター」という。）を真庭市が設けた「真庭市スポーツ・文化人材バンク」に登録するとともに、岡山県、真庭市及び真庭市教育委員会（以下、「市教育委員会」と

いう。)が実施する研修等を受講すること。ただし、当該年度に有資格者（なろうとする者含む）については、各資格取得（新規・更新）の講習等で同様の研修等を受講する場合は、この限りではない。

ウ 地域クラブは、参加者の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うこと。

エ 参加者がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うこと。

オ 文化芸術活動で留意する必要がある著作権についても研修等を行うこと。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブは、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行う。

イ 指導者は、参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、県教育委員会発行の「学校部活動指導資料」も参考にしながら、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を行うとともに、研修会等へ積極的に参加し、正しい知識を修得する。

③ 適正なスタッフ等の配置

ア 地域クラブは、その参加者の目的に応じて指導者の資格を必ず求めるものではないが、専門的な指導を行う場合にはその資格を有することが望ましい。

イ 地域クラブが、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保しなければならない。

④ 指導者等の人材確保

地域クラブは、真庭市が設けた「真庭市スポーツ・文化人材バンク」を活用し、指導者及びサポーター等の確保を行うこと。

⑤ 教職員等、学校関係者の兼職兼業

ア 地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければならない。また、指導者の健康や本来の職務に支障がないことを常に確認しなければならない。

イ 地域クラブは、教職員等を地域クラブのスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、異動や退職等があっても継続的・安定的に地域クラブに従事可能か確認しなければならない。

ウ 教職員等が兼職兼業等によって地域クラブに従事する場合には、実費弁償などを除き無報酬（無償ボランティア）であったとしても、在籍校の学校長へ必ず報告しなければならない。

エ 地域クラブが、公立学校の教職員等の兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、文部科学省・スポーツ庁・文化庁が作成した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を参照し、教職員等の服務監督を行う市教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めること。

（３）活動内容

① 地域クラブは、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加できるユニバーサルスポーツや、アーバンスポーツ、メディア芸術、アート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、参加者の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保すること。

② 地域クラブは、地域の現状に応じ、中学生の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けに設置されている活動にも一緒に参加できるようにすること。

- ③ 地域クラブは、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を広報誌での案内や学校の協力を得るなどして中学生等や保護者に対して周知すること。

（４）休養日及び活動時間等

- ① 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、中学生等の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブは、中学生等の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、市教育委員会が策定した「学校部活動の在り方に関する方針」に記載している活動時間を遵守し、休養日を設定すること。
- ② 当面、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、中学生等の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が必要に応じて連携し、調整を図ること。
- ③ １日の活動時間は、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、平日においては長くとも２時間程度、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ④ 夏休みなど長期休業中は学校の休業日の扱いに準じるものとする。
- ⑤ 学校始業前の活動（早朝練習）については、中学生等の健康面・安全面及び家庭への負担がかかるため実施しないこと。
- ⑥ 練習試合については、常態化することがないよう留意するとともに、参加者の過度の負担とならないよう精査すること。

（５）活動場所

- ① 地域クラブは、地域の学校をはじめとする学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設を拠点として活動すること。
- ② 地域クラブは、学校施設を使用する場合、事前に真庭市及び利用予定の学校へ利用申請をしなければならない。また、次年度も継続して学校施設を使用し活動を実施する場合は、年度毎に申請すること。

- ③ 学校施設を利用する場合は、責任を持って、施設の解錠施錠などを行うこと。また活動後には施設の現状復帰を原則とする。
- ④ 地域クラブは、決められた時間内で活動を行うとともに、許可された場所以外への立ち入りは行わないものとする。
- ⑤ 地域クラブは、活動している学校が、気象警報や感染症等により臨時休校（休業）した場合は、当該学校での活動を行わないこと。

（６）会費の設定

- ① 地域クラブは、中学生や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- ② 地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

（７）保険加入

地域クラブは、参加者や指導者等に対して、自身の怪我や物品の破損等を補償する傷害保険や個人賠償責任保険に加入すること。

３．学校との連携等

- ① 地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の中学生の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長を保障すること。
- ② 地域クラブと学校との間で、中学校の学校行事（定期テスト含む）や大会（練習試合含む）等の情報共有を行い、必要に応じて相談を行いながら中学生の実情にあわせた活動を実施すること。
- ③ 学校施設を活用する場合は、学校と連携を図りながら学校備品の使用及びクラブ備品の保管等のルールを定め、紛失や破損した場合のルールを各地域クラブと学校とで定めること（地域クラブまたは個人の保険で対応等）。

- ④ 市内で活動している同種目の他地域クラブがある場合は、中学生等が混乱しないように、地域クラブ間及び中学校との協力体制（エリア・活動内容・活動場所等）を整えること。
- ⑤ 地域クラブ以外の市内で活動しているスポーツ・文化活動を実施している団体等と連携・協力し、中学生等が多種多様なスポーツ・文化活動が実施できる環境づくりに努めること。

4. 事故の防止及び健康管理

- ① 地域クラブは、使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めること。
- ② 地域クラブは、使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合は、速やかに中学校または、市教育委員会へ報告しなければならない。
- ③ 地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めること。
- ④ 地域クラブは、活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導すること。
- ⑤ 地域クラブは、使用する用具を適切に保管または、管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導すること。
- ⑥ 地域クラブは、使用する会場内または、周辺施設のどこに AED があるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講することが望ましい。
- ⑦ 地域クラブは、事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行うこと。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずること。
- ⑧ 地域クラブは、気象警報や感染症等により学校が臨時休校（休業）した場合は、当該学校（学級）の中学生を参加させないこと。

5. 個人情報の取扱い

地域クラブは、個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。

6. 大会等への参加

(1) 中学校体育連盟主催大会や吹奏楽連盟主催コンクールへの参加

- ① 中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域クラブは、岡山県中学校体育連盟が定めた参加資格要件を満たすことを確認し、登録手続きを行わなければならない。
- ② 登録した地域クラブが参加申込みする場合、学校と事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。
- ③ 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブについては、岡山県吹奏楽連盟へ問い合わせたうえで、必要な手続きを行うとともに、学校との事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。

(2) 上記以外の大会等への参加

上記以外の大会等に参加を希望する地域クラブは、それぞれの主催団体が定めた参加資格を満たすことを確認し、参加手続き等を行わなければならない。また、学校と事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。なお、大会参加重視にならないように無理のない範囲で参加すること。

7. 真庭市・市教育委員会のかかわり

真庭市及び市教育委員会は、地域クラブへ下記の内容について行う。

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の把握を行う。その際、地域クラブの申請内容に虚偽があった場合は、地域クラブに改善を求め、活動の停止・施設の使用停止など適切な対応を行う。
- ② 地域クラブへ必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているか、適宜、確認する。
- ③ スポーツ・文化活動を支える人材の確保のため、「真庭市スポーツ・文化

人材バンク」を設けるとともに、指導や活動のサポートのための知識の共有化及び質の向上のための研修会等を開催する。

- ④ 地域クラブ活動に関する相談を受けた場合、適宜、指導助言を行う。
- ⑤ 中学生等が志向に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を市ホームページに掲載するとともに、小中学校と連携して子どもたちへ案内する。
- ⑥ 可能な範囲で、地域クラブに対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりなどの支援を行う。
- ⑦ 国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- ⑧ 市教育委員会が教職員等の兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

8. その他

今後、国や県から、地域クラブにかかわるガイドライン等が新たに示されたり、状況が変わったりした場合は、本方針を必要に応じて、適宜、改定するものとする。

○参考

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和4年12月 スポーツ庁、文化庁)
- ・新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン
(令和6年3月 岡山県)
- ・「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」
(令和元年8月27日 スポーツ庁)
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）
(令和3年2月17日付け2初初企第39号)
- ・公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）
- ・岡山県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について
(令和5年11月21日)
- ・スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）
(令和5年5月12日付け5ス健ス第10号)
- ・スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（令和元年5月改訂 公益財団法人日本スポーツ協会）